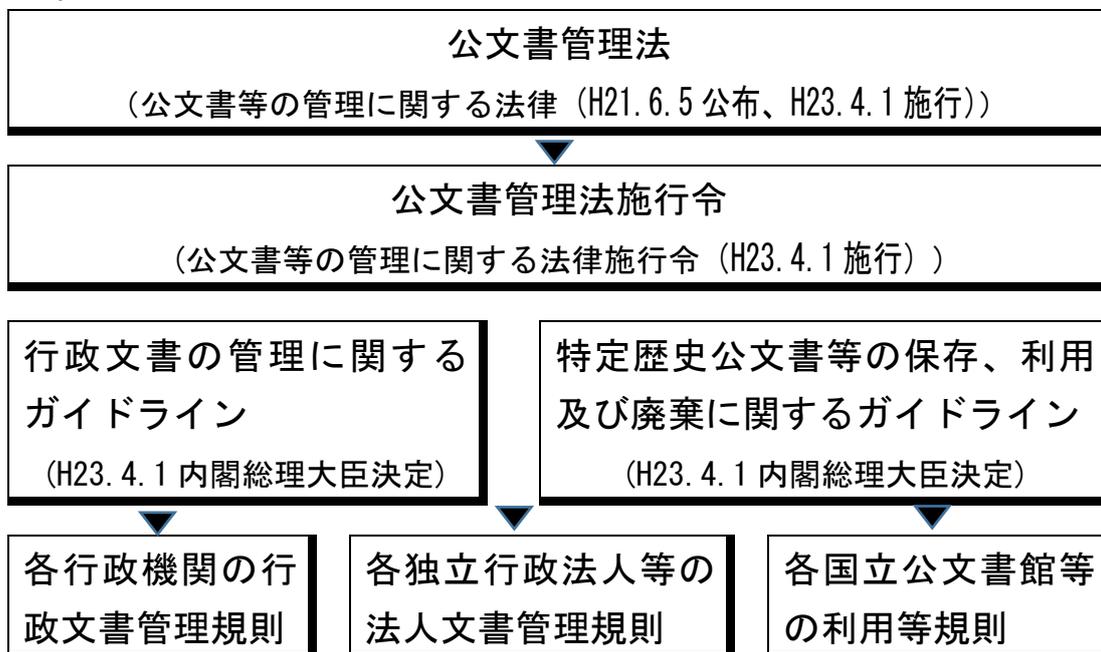
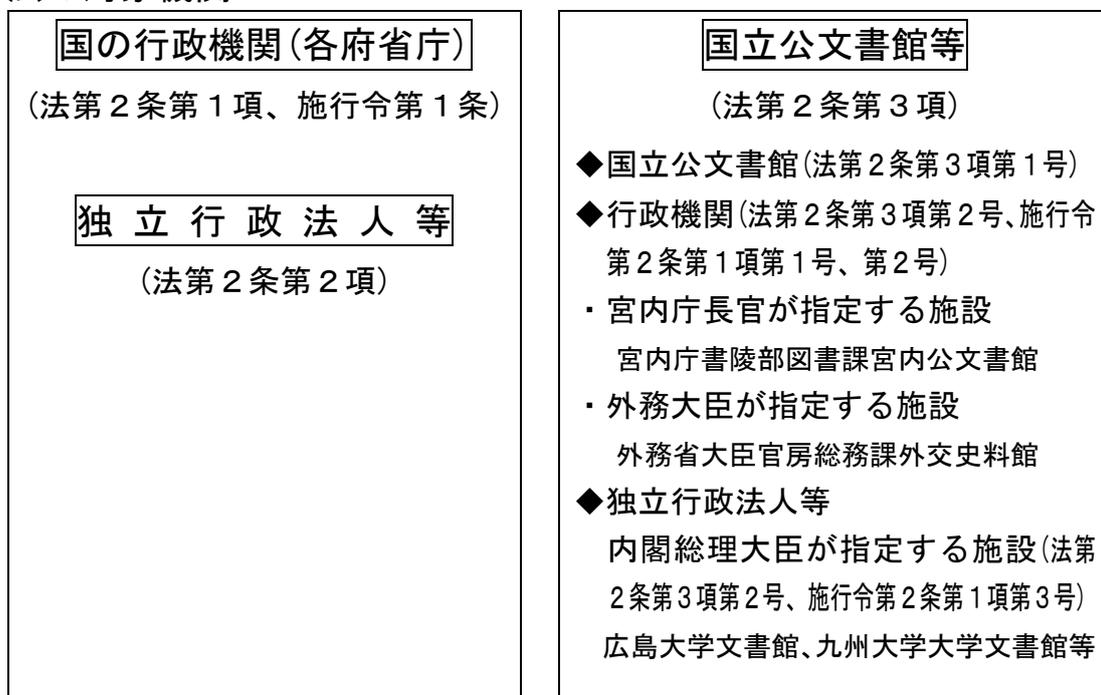


1 公文書管理に係る国法体系

○法令



○法の対象機関



2 国における公文書管理等

ア 行政文書の作成

○法の目的（法第1条）

国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

○行政文書の定義（法第2条第4項）

行政機関の職員が職務上作成・取得した文書で、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているもの。

○文書主義の原則・経緯に関する文書の作成義務（法第4条）

当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程、事務・事業の実績を合理的に跡付け、又は検証できるよう、処理に係る事案が軽微な場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

- ・法令の制定又は改廃及びその経緯
- ・閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（準ずるものを含む）の決定又は了解及びその経緯
- ・複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯
- ・個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- ・職員の人事に関する事項

イ 行政文書の整理（法第5条）

○行政文書を分類し、名称、保存期間、保存期間満了日を設定

○相互に密接な関連を有する行政文書を原則として一の集合物（行政文書ファイル）にまとめる。

○行政文書ファイルを分類し、名称、保存期間、保存期間満了日を設定

○行政ファイル等（行政文書ファイル及び単独管理の行政文書）について、保存期間満了前のできる限り早い時期に移管か廃棄かを設定

《行政文書の保存期間基準》（行政文書ガイドライン）

事 項	保存期間	事 項	保存期間
〈法令の制定又は改廃及びその経緯〉		11. 個人の権利義務の得喪及びその経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書：許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年
1. 法律の制定又は改廃及びその経緯	30年	12. 法人の権利義務の得喪及びその経緯	
2. 条約その他の国際約束の締結及びその経緯	30年	〈職員の人事に関する事項〉	
3. 政令の制定又は改廃及びその経緯	30年	13. 職員の人事に関する事項	人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯：10年
4. 内閣官房令、内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	30年	〈その他の事項〉	
〈閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯〉		14. 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	10年
5. 閣議の決定又は了解及びその経緯	30年	15. 予算及び決算に関する事項	予算：10年 決算：5年
6. 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯	10年	16. 機構及び定員に関する事項	10年
7. 省議（これに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯	10年	17. 独立行政法人に等に関する事項	中期目標の設定又は変更：10年
〈複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯〉		18. 政策評価に関する事項	10年
8. 複数の行政機関による申合せ及びその経緯	10年	19. 公共事業に関する事項	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間
9. 他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	10年	20. 栄典又は表彰に関する事項	10年
10. 地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	10年	21. 国会及び審議会等における審議等に関する事項	10年
〈個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯〉		22. 文書の管理等に関する事項	行政文書ファイル管理簿：常用（無期限）

《行政文書の保存期間満了時の措置の設定基準》（行政文書ガイドライン）

以下のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館等に移管するものとする。

- 【Ⅰ】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

ウ 行政文書の保存（法第6条、第7条）

○保存期間の満了日までの適切な保存

内容、時の経過、利用の状況等に応じ、①適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、②適切な記録媒体により、③識別を容易にするための措置を講じた上で保存

○文書の劣化や散逸防止等のため、行政文書ファイル等の集中管理の推進に努める。

○行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間満了日、保存期間満了時の措置、保存場所等を記載した行政文書ファイル管理簿を作成し公表

エ 行政文書の移管・廃棄（法第8条）

○保存期間満了後、「移管」と設定していた行政文書ファイル等（歴史資料として重要な行政文書ファイル等）は国立公文書館等に移管

○利用制限を行うことが適切である場合はその旨意見を付して移管

○移管するもの以外は廃棄。行政文書ファイル等の廃棄について内閣総理大臣の同意が事前に必要

○保存期間1年未満文書のうち類型されていないものは、どのような業務に係るものをいつ廃棄したか記録し公表

○保存期間を延長した場合、内閣府に報告

オ 特定歴史公文書等の保存等

○特定歴史公文書等の定義（法第2条第7項）

歴史公文書等のうち、国立公文書館等に移管されたもの

○保存（法第15条第1項～第3項）

◆原則として永久保存

※廃棄する場合、公文書管理委員会の調査審議を経た上で、内閣総理大臣の同意が必要（法第25条、第29条）。

◆適切な保存、利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存

○目録の作成及び公表（法第15条第4項）

◆特定歴史公文書等の分類、名称、移管等をした者の名称又は氏名、移管等を受けた時期、保存場所、媒体の種類を記載

カ 特定歴史公文書等の利用

◆利用請求（法第16条）

- ・特定歴史公文書等について、目録の記載に従い利用請求があった場合、利用制限事由に当たる場合を除き利用させなければならない。
- ・国立公文書館等の長が利用制限事由に該当するか否かについて判断するに当たっては、作成・取得からの時の経過を考慮するとともに、行政機関の長の意見等を参酌しなければならない。

◆利用促進（法第23条）

- ・国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、展示等により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

キ 公文書管理委員会

○内閣府に公文書管理委員会を設置（法第28条）

○委員会への諮問（法第21条、第29条）

- ・利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求時
- ・政令の制定・改廃の立案、行政文書管理規則制定時、特定歴史公文書等の廃棄時、利用等規則制定時、内閣総理大臣による行政機関の長への勧告時

○資料の提出等の求め（法第30条）

- ・所掌事務遂行に必要な場合、関係行政機関の長・国立公文書館等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

ク その他

○管理状況の報告（法第9条、第12条）

- ・行政機関の長、独立行政法人等は、行政文書等の管理状況を毎年度、内閣総理大臣に報告、内閣総理大臣は毎年度報告を取りまとめ、その概要を公表

○研修（法第32条）

- ・行政機関の長及び地方独立行政法人等は、職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行う。

3 地方公共団体における公文書管理

○公文書管理法

(地方公共団体の文書管理)

第34条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

○都道府県における公文書管理条例の制定状況

◆国法制直後に条例制定した県（4県）

島根県	平成23年 3月11日公布	平成23年 4月1日施行
熊本県	平成23年 3月23日公布	平成24年 4月1日施行
鳥取県	平成23年10月14日公布	平成24年 4月1日施行
香川県	平成25年 3月22日公布	平成26年 4月1日施行

◆近年条例制定した県（10県）

東京都	平成29年 6月14日公布	平成29年 7月1日施行
愛媛県	平成30年 7月20日公布	平成30年10月1日施行
山形県	平成31年 3月15日公布	令和2年 4月1日施行
滋賀県	平成31年 3月22日公布	令和2年 4月1日施行
高知県	令和元年 7月 3日公布	令和2年 4月1日施行
兵庫県	令和元年10月 7日公布	令和2年 4月1日施行
新潟県	令和元年10月18日公布	令和2年 4月1日施行
三重県	令和元年12月23日公布	令和2年 4月1日施行
長野県	令和 2年 3月19日公布	令和4年 4月1日施行
群馬県	令和 2年 3月27日公布	令和3年 4月1日施行